

第2章 本市における区役所機能の充実

昭和55年(1980年)4月の区役所発足後、地域のあらゆる行政需要に対応する総合行政機関としての機能を果たすため、まちづくりへの取り組みや組織の充実、事務の移譲や予算制度の改善などの区役所機能拡充のための取り組みを行ってきました。

1 地域振興行政の充実

(1) 事業の実施

- 「区民まつり」の実施(中区は「こどもまつり」を実施)
区民相互の交流を深め、連帯感の醸成と地域活動の促進を目的に、区民と市が共催した区民総ぐるみのまつりとして区役所発足時から実施していましたが、現在では4つの区の実施にとどまっています。このことは、区民の参画を得て展開する区の魅力づくり事業が活発化するなど、発足時の目的を達したことを示しています。
- 「区の魅力づくり事業」の実施
魅力づくり事業は、区の将来像(まちづくりの目標)をもとに方針を定め、それに基づいて区民の参画を得て展開する事業です。平成8年度(1996年度)から「区の地域特性を生かしたまちづくり推進事業」を開始しました。平成12年度(2000年度)からはこれをさらに発展させて、「区の魅力づくり事業」を実施しています。
- 地域福祉計画への取り組み
平成16年(2004年)5月に策定した広島市地域福祉計画をもとに、「みんなが住みよいまちづくり」に取り組んでいます。概ね小学校区で住民と市・関係団体等の参画により具体的な地域課題の抽出や分析、地域での取組内容を検討・決定し、解決方策を探り、みんなで住みよいまちづくりのために実践する事業です。

(2) まちづくり部門の充実

- まちづくり担当職員の配置
まちづくりを推進するため、平成8年度(1996年度)に、「区の地域特性を生かしたまちづくり推進事業」の開始に合わせ、各区総務課へ「まちづくり担当」の職員を配置しました。

- まちづくり推進課の新設
平成 10 年度（1998 年度）に、市民主体のまちづくりの推進や、区の地域特性を生かしたまちづくりを戦略的に展開するため、総務課と地域振興課を統合し、「まちづくり推進課」（平成 14 年度（2002 年度）「区政振興課」に名称変更）を設置しました。
- 公民館、区民文化センター、区スポーツセンターとの連携
市民活動拠点施設として、各区に区民文化センター、区スポーツセンターを 1 館、公民館を概ね各中学校区に 1 館設置しています。
これらの施設を活用した市民活動を積極的に推進するため、コミュニティ、文化・スポーツ活動の振興を目的とした公益法人の参与または参事に各区市民部長を充てて、各施設と区役所や各種コミュニティ団体との連携を図っています。
また、平成 18 年度（2006 年度）から、各区区政振興課に公民館担当課長を配置し、公民館との連携を一層強化しました。

2 安全対策等の充実

- 平成 18 年度（2006 年度）から、地域における安全対策を推進するとともに地域団体や公共施設との連携促進を図るため、各区区政振興課に地域連携・安全推進担当課長を配置しました。

3 保健・福祉部門の充実

- 保健・福祉総合相談窓口の設置
それまで担当窓口が別々であった保健・福祉の相談に対し、一体的・総合的に相談を受け適切なサービスが提供されるよう総合相談窓口を設置しました。（平成 8 年度（1996 年度）全区設置。平成 11 年度（1999 年度）「保健・医療・福祉総合相談窓口」に名称変更）
- 厚生部の新設
市民への保健・福祉サービスの一元的な提供を行うため、保健所の保健指導等の業務を区役所へ移管して保健センターとし、福祉事務所と合わせて「厚生部」を平成 9 年度（1997 年度）に新設し、市民部、建設部と合わせ、三部制としました。

- 地域福祉センターの整備
福祉を目的とする市民の交流及び活動の場の提供により、地域における市民の自主的な福祉活動を支援し、地域福祉の増進を図るために各区に地域福祉センターの整備を進めています。(平成10年度(1998年度)から順次開館、平成18年(2006年)4月現在、6区において整備済み。)なお、地域福祉センターと同一建物内に、区厚生部(保健センター、福祉事務所含む)を置き、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制としています。
- 地域福祉計画への取組み
平成16年(2004年)5月に策定した広島市地域福祉計画をもとに、「みんなが住みよいまちづくり」に取り組んでいます。概ね小学校区で住民と市・関係団体等の参画により具体的な地域課題の抽出や分析、地域での取組内容を検討・決定し、解決方策を探り、みんなで住みよいまちづくりのために実践する事業です。(再掲)

4 身近な行政事務の充実

- 区役所に「総合案内」を置き、庁舎の案内等を行っているほか、市民課においては、番号案内札や番号案内表示板の設置、車椅子の方や高齢者に利用しやすいように相談者が落ち着いて話せるローカウンターと椅子の設置、分煙などによる環境の改善のほか、嘱託員配置により受付体制の充実を図ってきています。また、厚生部においては、障害者の来庁が多いことから手話相談員の配置をしています。
- 道路・橋りょうの工事や公園建設業務、被爆者相談などの区民に密着した業務を直接区役所で実施できるよう区役所へ事務を移譲しました。
(例)
 - ・ 建築確認事務(昭和59年度(1984年度)高さ31m以下の建築確認事務、その後、高さ45m以下の建築確認事務に拡大)
 - ・ 下水道建設事業(昭和59年度(1984年度)佐伯区内、その後安佐北区、安芸区に拡大)
 - ・ 都市計画道路建設事業(昭和59年度(1984年度)佐伯区内、その後安芸区、安佐南区、安佐北区に拡大)
 - ・ 住居表示推進事務(昭和60年度(1985年度))
 - ・ 道路・橋りょうの新設改良工事(昭和62年度(1987年度))
 - ・ 児童公園の建設業務(平成元年度(1989年度))
 - ・ 公園の新設・改良工事、土木工事等の受託施行業務(平成9年度(1997年度))
 - ・ 被爆者相談業務(平成12年度(2000年度))
 - ・ 公民館の管理に関する事務(平成18年度(2006年度))

5 区役所情報の提供の充実

- 政令指定都市移行後は、市広報紙に区役所コーナーを設け、昭和 58 年（1983 年）からは「区民だより」として、区役所の情報を提供してきました。（平成 12 年度（2000 年度）に市広報紙と統合）
- また、平成 14 年度（2002 年度）から区ごとのホームページを開設し、インターネットによる区役所の情報提供を開始しました。
平成 15 年度（2003 年度）からは、区のホームページに「区長の仕事宣言」を掲載し、区の重点施策の内容と実施スケジュールを公表しています。

6 事務執行体制の充実

(1) 第 4 次広島市基本計画における区民参加による区の計画の策定

- 第 4 次広島市基本計画における「区の計画」は、各区の位置付けと役割を明らかにしながら、それぞれの地域特性を生かし、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めるための指針となるものです。
「区の計画」策定に当たっては、各区のまちづくり懇談会等を開催し、区民の幅広い意見を反映していくなど、区民参画による計画策定を行いました。
区民一人一人が地域に誇りと愛着を持って生活できるよう、また、区民の自主的なまちづくり活動が活発に行われるよう、各区の地域特性に応じた、区の将来像とキャッチフレーズを設定するとともに、これに対応した「区の魅力づくり事業」や主要施策を取りまとめました。

(2) 関係行政機関等との連絡調整

- 本庁と区役所間の連絡調整については、「本庁と区役所の間における連絡調整制度について（依命通達）」により、適宜協議を行うほか、各所管ごとの連絡会議を定期的で開催し、連携を図っています。平成 15 年度（2003 年度）からは、市長、助役、各局長等で構成する幹部会議に、区長も出席し、より密接な連携を図っています。
- また、区内関係行政機関との連携については、各区に「地域行政連絡調整会議」を設置し、連絡調整の強化を図ることによって、区としての一体的な行政の推進を図っています。

(3) 業務のオンライン化

- 住民基本台帳事務、外国人登録事務、税務事務、福祉・国民健康保険・国民年金事務、介護保険事務等市民に密着した事務を順次オンライン化し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図ってきました。
- また、平成 13 年度（2001 年度）からは、庁内 LAN⁴を開設し、本庁と区役所の情報交換等の迅速化を図りました。

(4) 出張所・連絡所等⁵の設置

- 本市は区役所の設置に当たり、行政組織の多層化を避け、行政の効率化を図るため、特に不便な地域を除いては、それまでの支所・出張所等は原則として廃止しました。しかし、画一的に廃止することは、地域によってはサービスの低下を招くおそれがあったため、区域が広く、人口集積の高い地区や、区役所までの距離が遠く交通の便が著しく悪い地区については、区役所の窓口機能を補完する出張所、連絡所等を設置しました。（政令指定都市移行時には、7 区役所、11 出張所、25 連絡所を設置。）

その後昭和 59 年（1984 年）に設置基準を見直し、19 連絡所を廃止しました。昭和 60 年（1985 年）の五日市町との合併により佐伯区役所が、また、平成 17 年（2005 年）の湯来町との合併により湯来出張所及び砂谷連絡所が加わり現在は 8 区役所、12 出張所、7 連絡所を設置しています。

出張所・連絡所の設置基準

昭和 55 年（1980 年）4 月（区役所設置）

概ね次のような基準を基にして、出張所を設置した。

- 1 区役所を基点として、半径 5 km 以上の地域の人口が相当程度あること。
- 2 区役所までの時間距離（公共交通機関を利用して、区役所に到達するまでの所要時間）が 30 分以上である地域の人口が相当程度あること。
- 3 区役所までの公共交通の利用料が 180 円（当時）を超える地域の人口が相当程度あること。
- 4 区役所までの公共交通機関の便数が、30 分に 1 便未満の地域の人口が相当程度あること。

ただし区役所設置時において合併後、日時が経過していない地域については、当分の間出張所として残すこととした。

昭和 59 年（1984 年）5 月（連絡所の見直し）

地域住民の利便性を基準とし、区役所又は出張所への片道距離が 7 km を超える地区は存置し、その他の地区は廃止することとした。

⁴ 市役所内部において管理する情報通信ネットワーク及びこれに接続している情報機器をいう。

⁵ 出張所・連絡所等とは、出張所、連絡所、サービス・コーナーである。

- 本市の出張所の一般的な取扱事務は、証明書の交付、住所異動及びそれに伴う諸手続き、戸籍事務などの基本的な窓口事務であるが、安佐北区の高陽出張所においては、区役所への交通の利便性を考慮して平成 16 年度(2004 年度)から「保健・福祉の相談」及び「まちづくりに関する相談」業務を付加し、機能を充実させました。
- また、市民サービスのため、広島市中区紙屋町のバスセンター内に、昭和 48 年(1973 年)から市役所サービス・コーナーを設けており、平成 5 年度(1993 年)からは土・日曜日、祝日も開所し、住民票の写しや印鑑証明書などオンライン化しているものは即日の交付を、また、戸籍謄抄本などは、事前に請求を受けたものを交付しています。

出張所・連絡所等の変遷

年月 名称・業務概要		昭和 54 年 (1979 年) 3 月現在	昭和 54 年 (1979 年) 4 月 ↓ 昭和 55 年 (1980 年) 3 月	昭和 55 年 (1980 年) 4 月 ↓ 昭和 59 年 (1984 年) 4 月	昭和 59 年 (1984 年) 5 月 ↓ 昭和 60 年 (1985 年) 3 月	昭和 60 年 (1985 年) 3 月 ↓ 平成 17 年 (2005) 4 月 24 日	平成 17 年 (2005) 4 月 25 日 ↓
区役所	—	—	—	7	7	8	8
総合支所	—	—	2	—	—	—	—
支所	—	13	5	—	—	—	—
出張所	届出受付・ 証明発行等	20	26	11	11	11	12
連絡所	証明発行等	4	4	25	6	6	7
サービス・コーナー	証明発行等	1	1	1	1	1	1
計		38	38	44	25	26	28

(5) 予算要求、執行権限の充実

- 区役所の予算は、すべて本庁各事業主管課からの令達予算で構成されています。事務の流れとしては、ほとんどの場合、各区役所の担当課が予算要求の元となる資料を作成の上、各事業主管課へ提出し、事業主管課はそれに基づき、財政担当部局へ予算要求を行っています。
各区の意向や地域の意見・要望を予算や施策へ反映するため、各局からの予算要求に併せ、区で特に予算措置が必要な事項については、各区長から各事業所管局長、財政局長、さらには市長、助役へ直接説明を行う場を設定しています。
- 予算面における区役所の機能強化を図るため、平成 10 年度(1998 年度)から、区民に身近で地域性のある事業や、区の実情に応じて実施することが望ましい事業については、区役所が独自性を発揮し創意工夫によって取り組むことができるよう、まちづくり関係予算を統合し「まちづくり推進費」を設けています。